

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香美市教育長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和2年1月20日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 措置を講じた部署
教育振興課

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 令和元年11月19日、20日、21日

(2) 措置通知年月日 令和2年1月16日

(3) 指摘事項

ア 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊に綴られていないものがあった。

イ 児童クラブの指定管理について、相手方からの報告書類に不備があったにもかかわらず、その不備を修正させることなく、委託料を支払っていた。

(4) 措置等の内容

ア 保存期間内の文書につきましては、香美市文書事務取扱規程第39条第2項の規定に基づき適正な文書管理に努めてまいります。

イ 指定管理料の支払いにつきましては、香美市児童クラブ設置条例及び児童クラブの管理に関する協定書の内容を遵守し、実績報告等文書に不備がないか十分確認し、適正な業務に努めてまいります。